

児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

●対象者

母子家庭の母、父子家庭の父、母や父にかわってその児童を養育している方（養育者）

●注意事項

- ・「児童」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、一定以上の障がいがある場合は20歳未満まで手当が受けられます。
 - ・児童扶養手当は、申請により支給が決定される制度です。
 - ・児童数や所得額、養育費等の条件により支給金額が異なります。
 - ・所得制限があります。
- ※現在受給されている方は、改めて申請手続きをする必要はありません。該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

特別障害者手当

特別障害者手当は、常時特別の介護が必要な重度の障がいをもつ方の、精神的、物質的な負担の軽減の一助となるよう支給される手当です。

●対象者

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方。

●手当額（令和4年度）

月額27,300円（5・8・11・2月に支給）

●注意事項

- ・申請にあたっては聞き取りを行います。まずはご相談ください。
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により審査のうえ認定されます。
- ・ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- ・施設に入所している方、病院に3か月以上入院している方は対象になりません。
- ・毎年、所得状況についての調べがあります。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体や精神に障がいのある児童を育てている父や母などに支給される手当です。

●対象者 身体や精神に中等度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者等。

●手当額（令和4年度） 1級：月額52,400円 2級：月額34,900円（4・8・12月に支給）

●注意事項

- ・申請にあたっては聞き取りを行います。まずはご相談ください。
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。
- ・ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- ・児童が施設に入所している場合は対象になりません。
- ・毎年、所得状況について調べがあります。

お知らせ **小さな掛金・大きな補償 スポーツ安全保険**

スポーツ安全保険は、スポーツ・文化・レクリエーション・ボランティアなどの団体活動・グループ活動に安心をお届けする補償制度です。

●加入できる団体：4名以上の団体・グループ

●対象となる事故：団体での活動中または往復中の事故

●保険期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

●補償内容：加入区分によって異なります。詳しくはホームページをご覧ください。

問 スポーツ安全協会鳥取県支部

TEL: 0857-26-8724（電話受付時間9:00～17:00※土日祝を除く）

HP: <https://www.sportsanzen.org/>

お知らせ **2022年度 海上保安大学校・海上保安学校採用試験について**

海上保安学校学生採用試験（特別）《10月入校》

●受付期間 3月18日（金）～3月25日（金）

●第1次試験 5月15日（日）

海上保安官採用試験（初任科）《4月入校》

●受付期間 3月18日（金）～4月4日（月）

●第1次試験 6月5日（日）

※受験資格等の詳細は、海上保安庁ホームページをご覧ください。

問 境海上保安部管理課

TEL: 0859-42-2532

お願い **道路にはみ出した樹木を伐採してください！**

道路や歩道へ樹木や枝が民地（山林含む）からはみ出て、歩行者や自動車、特に大型車の通行の妨げとなっている箇所があります。除雪作業の支障となることや、台風や突風で樹木が倒れ、通行の支障となることもあり大変危険です。事故を未然に防ぐためにも、民地からはみ出た樹木や倒木は早めに伐採してくださいませよう、よろしくごお願いいたします。

お知らせ **し尿汲み取り料金の改定について**

し尿汲み取り料金が4月から改定されます。ご理解とご協力をお願いいたします。

●改定後の料金：1リットルあたり 11.26円

（税込12.386円）

※料金の総額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨て

●実施時期：令和4年4月1日から

問 有いづはら日野営業所 TEL: 75-3701

